

平成22年度

訪問介護

(介護予防含む)

集団指導資料

平成23年2月9日(水)

〃 10日(木)

岡山県保健福祉部 長寿社会課

平成22年度 集団指導（訪問介護） 資料目次

平成23年2月9日（水）15:00～
平成23年2月10日（木）15:00～
岡山テルサ（テルサホール）

I 介護保険指定事業者に対する指導及び監査について

・ 介護保険事業者に対する指導及び監査の実施方法	1
・ 介護保険事業者の法令遵守について	4
・ 行政処分及びケアマネージャー不祥事事例について	8
・ 業務管理体制の整備について	10

II 指定（更新）申請に係る取扱いについて

・ 申請時の添付書類について	13
・ 平成24年3月31日で指定有効期間の6年を満了する介護予防サービスの更新手続きについて	19

III 事業運営上の留意事項

・ 人員・設備・運営に関する事項について	22
・ 介護報酬の算定上の留意事項について	36

IV その他事業運営上の留意事項

・ 変更届について	46
・ 廃止又は休止の届出について	46
・ 岡山労働局労働基準部監督課からの依頼事項について	46
・ 更新申請について	47
・ 平成23年1月21日「全国厚生労働関係部局長会議」抜粋資料（参考）	47
・ 厚生労働省発出Q&A（介護サービス関係Q&A）について	47
・ 疑義照会（質問）について	47

V 資料等

・ 訪問介護の営業時間（平成14年7月25日事務連絡）	55
・ 訪問介護員の取扱いについて（平成20年2月15日長寿第1529号）	56
・ 介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについて（平成18年12月1日事務連絡）	57
・ 介護労働者の労働条件の確保・改善対策の推進について（平成21年4月1日基発第0401005号）	60
・ 医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（平成17年7月26日医政発第0726005号）	62
・ 介護保険施設・事業所における事故等発生時の対応に係る指針	64
・ 高齢者虐待に係るもの	66
・ 衛生管理に係るもの	69
・ 質問票・県民局担当一覧（H23.2.1現在）	80
・ 長寿社会課のホームページ	82

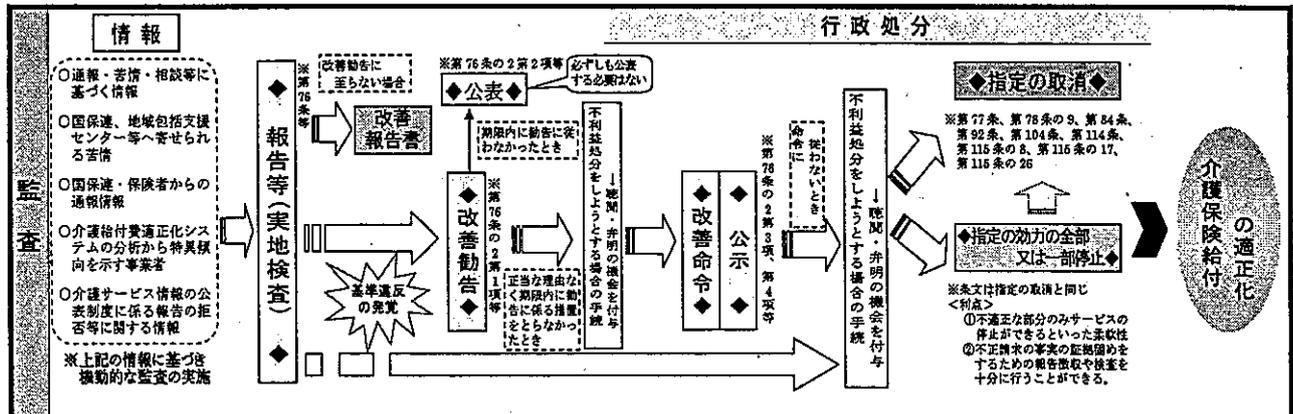
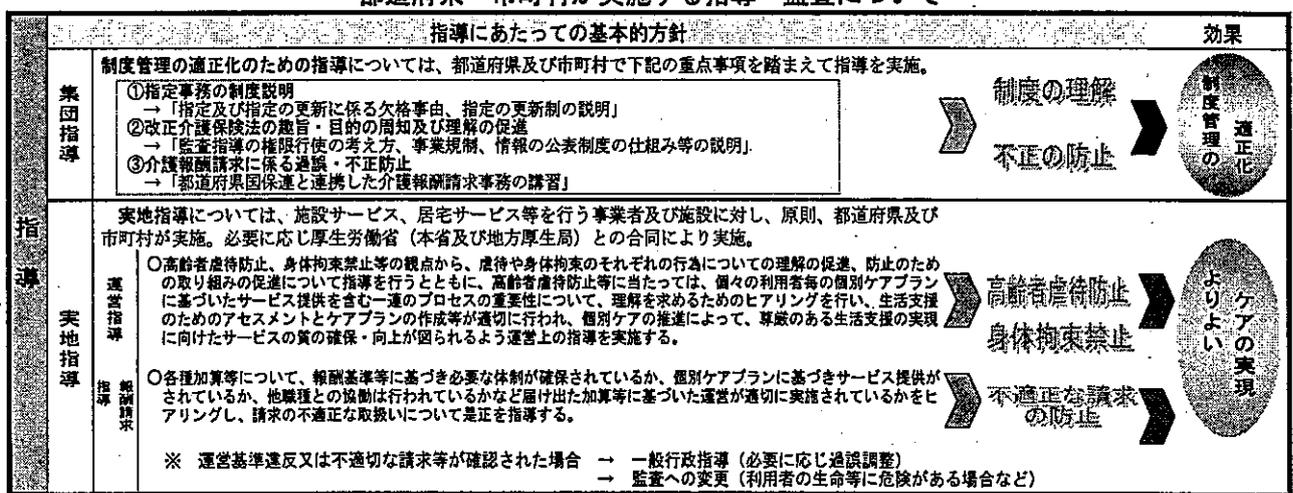
介護保険指定事業者に対する指導及び監査

■ 集団指導とは

○ 原則として、毎年度1回、一定の場所に対象事業者を招集し、講習会方式により指導を行う。

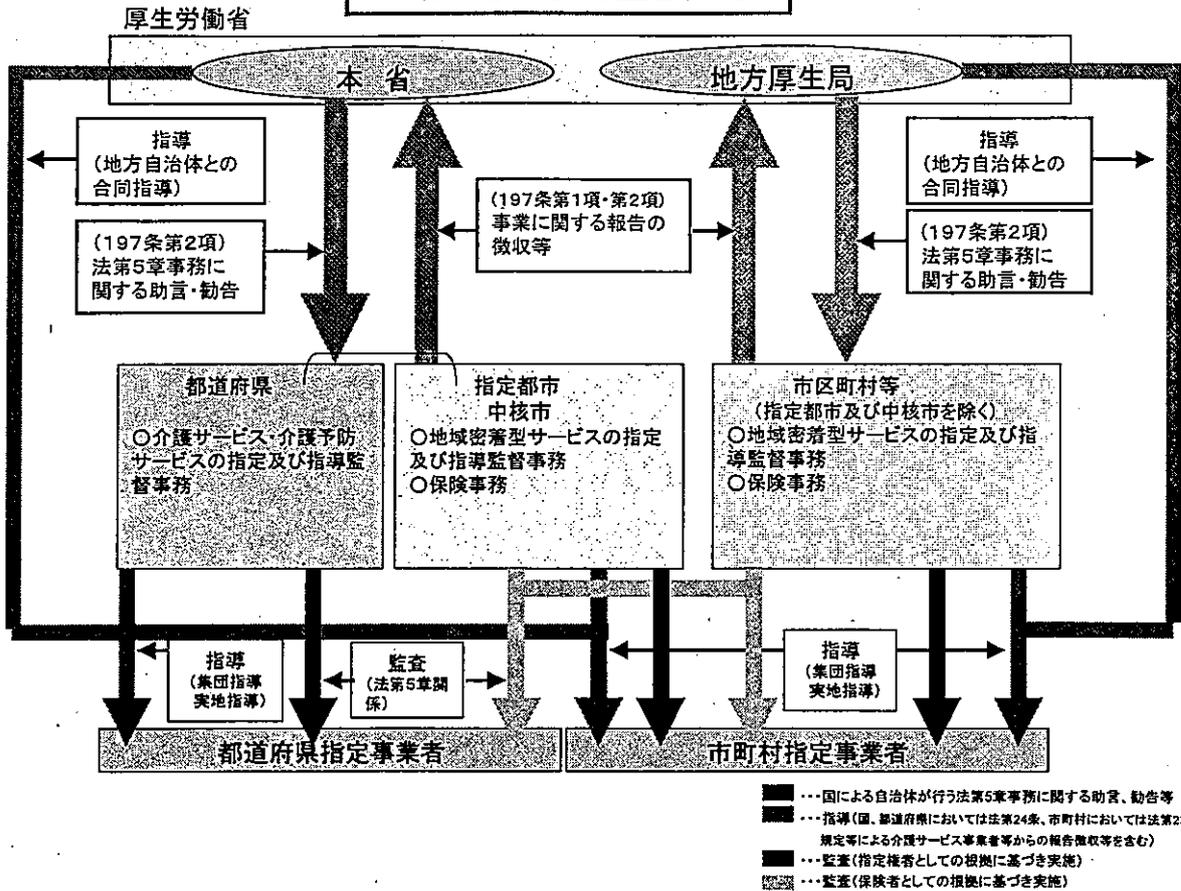
- ・指定、更新事務の制度説明
- ・介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進
- ・介護報酬請求に係る過誤・不正防止の観点から適正な請求事務指導

都道府県・市町村が実施する指導・監査について



※「介護保険施設等の指導監督について」（平成18年10月23日老発第1023001号厚生労働省老健局長通知）

介護保険の指導監督体制



介護サービス事業者の指導監督にかかる改正点等

従前の指導監督(平成12～17年度)	平成17年度改正	現行の指導監督(改正後)
<p>【指導指針 平成12年度以降】</p> <p>○集団指導 介護サービス事業者を集め、講習方式で制度や報酬請求解釈等について周知</p> <p>○書面指導 集団指導の対象でなかった事業所等を対象に、「主眼事項及び着眼点」に基づき、基準の遵守状況等について確認を書面又は、面談方式で行う</p> <p>○実地指導 施設サービス事業所は2年、居宅サービス事業所は3年に一度、「主眼事項及び着眼点」に基づき、基準の遵守状況及び運営状況、並びに報酬請求等の確認を事業所において実地に行う</p> <p>【監査指針 平成12年度以降】</p> <p>○監査 不正請求や実地指導に従わない事業所に対し、監査指針に基づき監査を実施</p> <p>監査後の行政処分として、「指定取消」を実施</p>	<p>平成17年度改正</p> <p>【指定の更新制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定の更新制の創設 ・指定の効力に有効期間(6年)を設ける ○指定の拒否要件の創設 <p>【事後規制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村にも監査権限を付与 ・立入検査規程を導入 ・基準違反に対して「改善勧告」「改善命令」を創設 ・不正請求等に対して「指定の効力の一部又は全部停止」を追加 	<p>【指導指針 平成18年度以降】</p> <p>○集団指導 ・集団指導を強化し、指定制度、事後規制の理解の促進 (書面指導については全面的に廃止) ・指定基準遵守の周知徹底 ・介護報酬請求に係る過誤・不正防止</p> <p>○実地指導 【介護保険施設等実地指導マニュアル 平成19年2月7日通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の処遇及びサービスの質向上のため、身体拘束廃止や虐待の防止等への取組に関する指導強化 (監査の前置としての実地指導の取り止め) (随時実施するよう改正) (主眼事項及び着眼点に基づくチェック型の実地指導を廃止しそれに伴う事前資料の作成・提出を不要とした) ・介護報酬の各種加算等について請求の不適正な取り扱いの是正 <p>【監査指針 平成18年度以降】</p> <p>○監査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等に基づき基準の遵守状況確認の徹底 ・市町村への監査権限の付与による、監査体制の強化 ・利用者等からの苦情や通報等に基づき、立入検査等による機動的な監査を実施 ・不正請求や違反事項に応じた、「改善勧告」「改善命令」「指定の効力の一部又は全部停止」「指定取消」の行政処分の実施を強化

1 集団指導

- ① 原則として、毎年度1回、一定の場所に対象事業者を招集し、講習会方式により指導を行います。
- ② 今回の集団指導資料については、当課HPへ集団指導終了後掲載を行います。
- ③ 来年度(平成23年度)末に実施を予定している集団指導から、全エピソード資料の配付は行わず、事前に長寿社会課本エピソードよりダウンロードの上、印刷して持参して頂く方法で行います。(詳細は、来年度の実施通知で改めてお知らせします)
- ④ 来年度の集団指導は、平成24年3月中旬頃に実施する予定で、日時、場所等詳細事項については、実施時期の2ヶ月前を目途に、案内送付、HPへの掲載を行うこととしてしています。

2 実地指導

- ① 介護サービス事業者等の所在地において、自己点検シート(岡山県版)により事業者が自己点検した結果に基づき、ヒアリングを行うことにより実施します。
- ② 指導内容
介護サービスのサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とし、人員、設備、運営及び介護報酬請求についての指導します。(必要に応じて過誤調整)
(i) 事前に提出を求めめる書類等
i) 従業者の勤務形態及び勤務形態一覧表(直近の1ヶ月又は4週間)
ii) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行っている入所(利用)者(1人・連絡先・氏名)
(ii) 実地指導口に提出を求めめる書類等
i) 自己点検シート(人員・設備・運営編)
ii) 自己点検シート(介護報酬編)

3 監査

監査は、入手した各種情報が人員、設備及び運営基準等の指定基準違反や不正請求等が疑われるとき、その確認及び行政上の措置が必要であると認める場合に、介護保険法第5章の規定に基づき実施します。

※各種情報とは、

- (i) 通報・苦情・相談等に基づく情報
- (ii) 国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- (iii) 国民健康保険団体連合会・保険者からの通報
- (iv) 介護給付費適正化システムの分析により特異傾向を示す事業者情報
- (v) 介護サービス情報の公表制度に係る報告の拒否等に関する情報等の幅広い情報

これらの情報から指定基準違反や不正請求が認められる場合には、厳正かつ機動的な対応を行います。

※ 原則として、無通告(当日に通知)で立ち入り検査を実施するなど、より実効性のある方法で行っています。

4 営利法人の運営する介護サービス事業所に対する指導監査の実施

株式会社コムスンの不正事案を受け、介護サービス事業者による不正事案の再発を防止し、介護事業の適切な運営を確保する観点から「経済財政改革に関する基本方針2007」(平成19年6月19日に閣議決定)においては、「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」を推進することとされ、同プログラムにおいて、介護サービス事業者に対する法令遵守を徹底させるため、「平成20年度から平成24年度までの5年間で営利法人の全ての介護サービス事業所に対し監査を実施」という方針が示されました。

※ 本県においても、この国の方針を踏まえ、この5年間で重点指導期間として営利法人が運営する介護サービス事業所に対する監査を、順次、実施しているところです。

○ 監査実施方法について

任意抽出した営利法人の運営する介護サービス事業所については、監査(書面検査)の実施通知を行います。通知のあった事業所については、自己点検シートを作成し、事業所を所管する県民局に提出してください。

なお、書面検査の結果等により、県が必要と認める場合には、監査(実地検査)を別途実施しています。

※ 報告徴収に従わず、又は虚偽の報告をしたときは、指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することがあるので、十分留意してください。

5 報酬請求指導の方法

指導担当者が、加算等体制の届出状況並びに介護報酬(基本単位及び各種加算)の請求状況について、関係資料により確認を行います。報酬基準に適合しない取扱い等が認められた場合には、加算等の基本的な考え方や報酬基準に定められた算定要件の説明等を行い、適切なサービスの実施となるよう指導するとともに、過去の請求について自己点検の上、不適切な請求となつていいる部分については過誤調整として返還を指導します。

6 過誤調整の返還指導(※監査における不正請求は、保険者より返還命令)

実地指導等において、過誤調整が必要と思われる場合は、原則として次のとおり取り扱います。

- (i) 介護サービス提供の記録が全くない場合は、サービス提供の举证責任が果たせていないため返還を指導します。
- (ii) 基準省令及び告示に明記されている基準・加算要件等を満たしていない場合は返還を指導します。
- (iii) 厚生労働省が発出した各種通知類(解雇通知、留意事項通知、Q&A)の内容が遵守されていない場合は是正を指導します。

介護保険事業者の法令遵守について

介護保険の保険給付とは(介護保険法の理念):介護保険法第2条

- ✦ 要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止
- ✦ 医療との連携に十分配慮したサービス提供
- ✦ 被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じたサービス提供
- ✦ 被保険者の選択に基づくサービス提供
- ✦ 多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的なサービス提供
- ✦ 被保険者が、要介護状態になった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようなサービス提供の内容及び水準

指定居宅サービス事業者等の義務:介護保険法第5章

- ☒ 指定事業者は、要介護者(又は要支援者)の人格を尊重しなければならない。
- ☒ 指定事業者は、介護保険法又は同法に基づく命令(政令及び省令)を遵守しなければならない。
- ☒ 指定事業者は、要介護者(又は要支援者)のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
- ☒ 指定事業者は、上記に規定する義務の履行が確保されるよう、業務管理体制を整備しなければならない。

法第74条第5項:指定居宅サービス事業者、法78条の4第7項:指定地域密着型サービス事業者、法第81条第5項:指定居宅介護支援事業者、法第115条の4第5項:指定介護予防サービス事業者、法115条の14第7項:指定地域密着型介護予防サービス事業者

↓
指定居宅サービス事業者等の義務に違反した場合

指定の取消し等の行政処分の対象

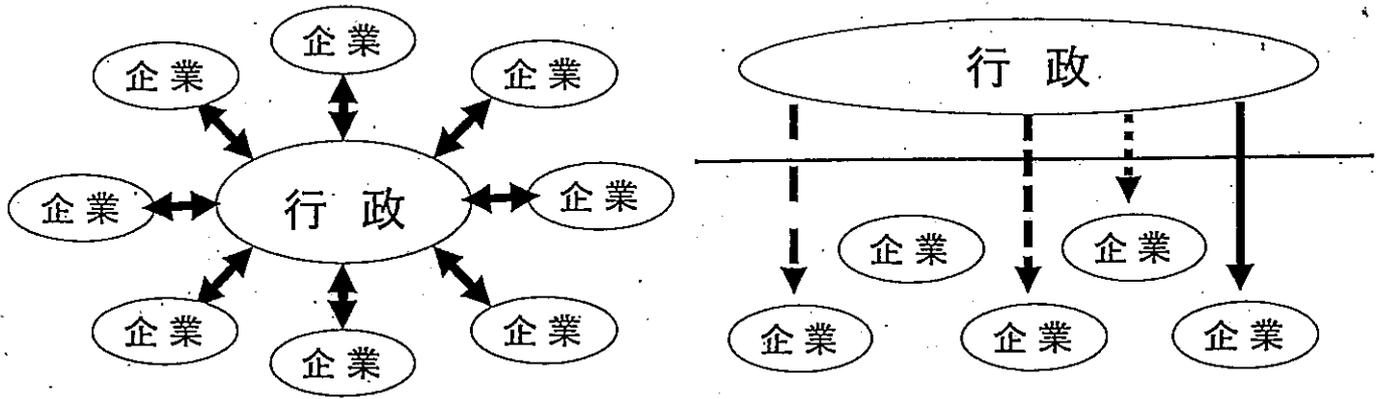
法第77条第1項第4号:指定居宅サービス事業者、法78条の10第1項第6号:指定地域密着型サービス事業者、法第84条第1項第4号:指定居宅介護支援事業者、法第115条の9第1項第4号:指定介護予防サービス事業者、法115条の19第1項第6号:指定地域密着型介護予防サービス事業者

(※下線部は、21年5月改正部分)

なぜ、コンプライアンスが必要な
経営環境になったのか？①

<教材> 3-1
浅野 陸先生
国立保健医療科学院
介護保険指導監督中堅職員研修
平成22年9月3日

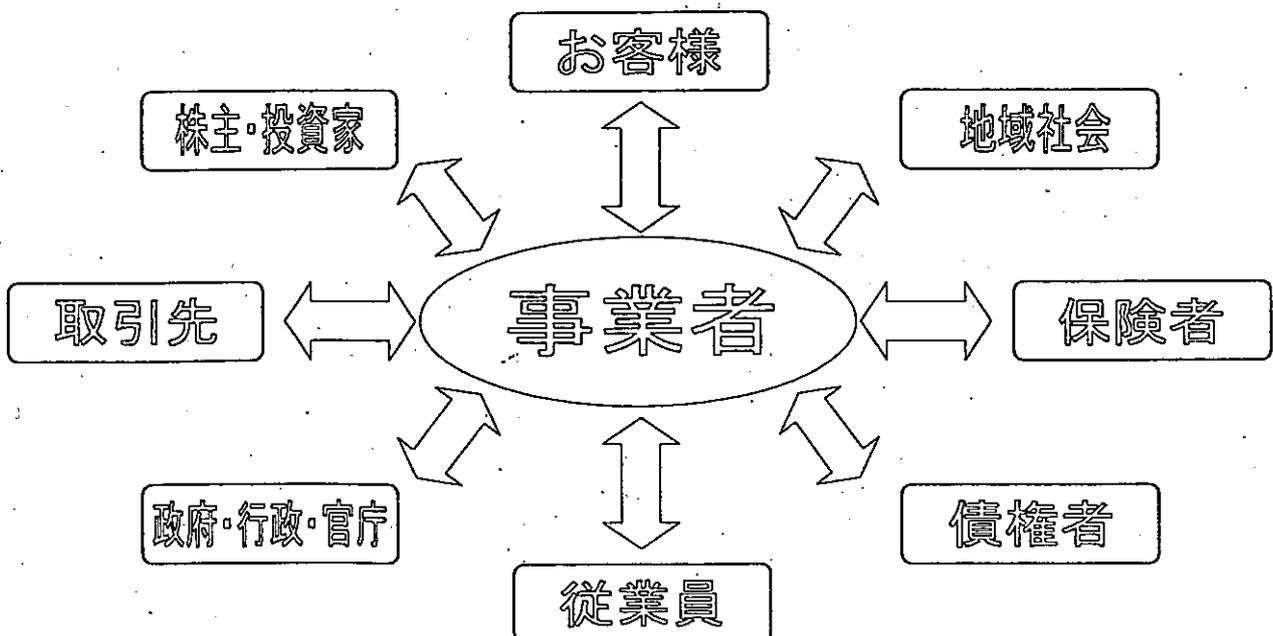
規制に関する行政の立場が変化したからです。



事前規制型 → 事後規制型

なぜ、コンプライアンスが必要な
経営環境になったのか？②

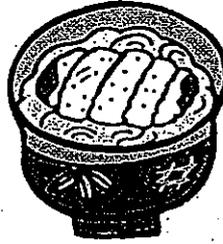
ステークホルダーの存在が大切になったからです。



不正が少ないのは、どちらのお店ですか？

A店

店の従業員がお客様の注文を聞き、伝票に記入して商品を提供する。会計時に伝票を確認し、従業員が直接お金を受け取り、レジで精算する。



B店

お客様は自動販売機で食券を購入する。自動販売機のデータが厨房に自動的に伝わり、商品がお客様に提供される。

なぜ不正が起きるのか？

今まで問題は
無かった

これくらいは
皆もやっている

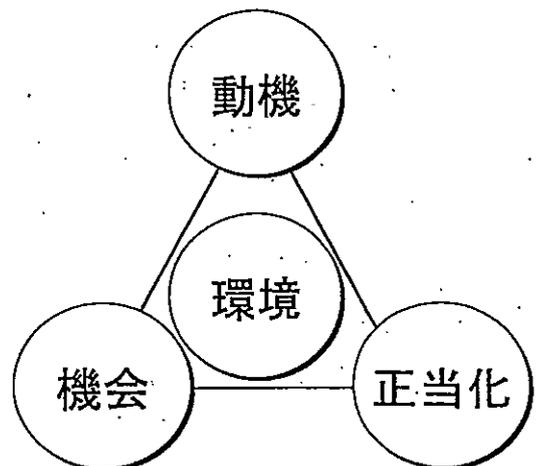
誰も見ていない
から大丈夫

上司からの指示
だから仕方ない

皆と違うことをすると
かえって問題になる

横領ではなく
借りだけ

不正の発生要素



事例 利用者の要望から事故発生

ホームヘルパーのAさんは居宅介護サービス計画どおり、利用者Bさん(要介護度1)のご自宅に週に2回訪問し、入浴の見守りと食事、排泄の支援などを行っていました。ある日、利用者BさんはヘルパーのAさんに、「お風呂には自分ひとりで入れるから見守らなくてよい。その時間に部屋の掃除をしてもらいたい」と強く要望を言いました。Aさんは、見守る必要があることを伝え、説得しようとしたのですが、受け入れてもらえませんでした。結局、入浴の見守りをせず、部屋の掃除をしました。数週間そのような日が続いたある日、ヘルパーAさんが部屋の掃除をしているあいだに、Bさんが一人で入浴しているところ転倒し、大腿骨を骨折する事故となってしまいました。

問題はどこにあるか？

- ・「居宅介護サービス計画」に、入浴時の見守りがどのように位置づけられていたか。
- ・「居宅介護サービス計画」に位置づけられていないサービスを要求された場合、事業所としてどのような対応をとることになっていたか。
- ・最初にBさんが強く要望した際、サービス提供責任者および居宅介護支援専門員にその情報がどのように伝わっていたか。
- ・数週間のあいだ、「居宅介護サービス計画」に基づかないサービスを実施していたことをどのように記録し、そのことを誰が把握していたか。
- ・「居宅サービス計画」の見直しについての話し合いはどのようにになっていたか。

コンプライアンスの考え方

- ・「人は間違ふ」という発想で考える
- ・組織の行動規範を定める
- ・「やってはいけないこと」の認識度を把握する
- ・責任構造を明確にする
- ・リスクアセスメントがポイントである
- ・報告のルールを決める
- ・「仕組み」を動かすマネジメントがキーである

指定の取消し等行政処分 その①

● 認められた主な不正な事実等の内容

【 不正請求 】

- ・特別な関係にある法人が経営する未届け有料法人ホームの入居者に対し、実際のサービス提供時間・内容にかかわらず、居宅サービス計画に合わせた訪問介護実施記録を作成し、この虚偽の記録に基づき介護報酬を不正に請求し、受領した。
- ・実際には訪問していない従業者の名義を用いて虚偽の訪問介護実施記録を作成しこの虚偽の記録に基づき介護報酬を不正に請求し、受領した。

【 虚偽の指定更新 】

- ・指定の更新申請時から同法人が運営する他の事業所に既に勤務し常勤として勤務できない従業者を管理者兼サービス提供責任者として、また、事務員の名前を無断で使用し常勤の訪問介護員として事実と異なる申請を行い、不正の手段により指定の更新を受けた。

指定の取消し等行政処分 その②

● 認められた主な不正な事実等の内容

【 不正請求 】

- ・〇〇事業所に雇用された訪問介護員「A」及び「B」の両名が結託し、「A」の同居家族である利用者「C」に対する訪問介護について、平成〇〇年〇月から平成〇〇年〇月にかけて、実際には訪問していないにもかかわらず、「B」が訪問しサービス提供したとする虚偽の訪問介護実施記録を「A」が作成し、当該記録に基づき同事業所は介護報酬を請求するなど、居宅介護サービス費の請求に関し不正があった。

★なぜ、このような不正が行われたのでしょうか？

★このような不正を防ぐためには、具体的にどのような取組みが必要でしょうか？

★不正を防ぐための取組みや仕組みがあるかどうか再度チェックしましょう。

※岡山県においても、平成23年1月24日に虚偽の指定申請、監査時の虚偽の報告・虚偽の答弁により、訪問介護事業者の指定の取消しを行ったところである。

ケアマネジャーの不祥事について

1 (事件の概要)

当該ケアマネージャー（以下「A」という。）は、平成19年頃から被害者の妻、平成21年春頃から被害者のケアマネジメントを担当していた。被害者が平成20頃に体調を崩した際に、Aが被害者と銀行へ同行したが、被害者は目が悪くATM等の操作が困難であったことから、被害者からキャッシュカードの暗証番号を聞いて現金の引き出し等を行った。

その後、被害者体調が回復し、自分で引き落としをするようになったが、銀行へはAが同行していた。被害者の妻の状態悪化等のため頻繁に自宅訪問を行った。

被害者は、事件当時週五日間、居宅介護支援事業所と同一法人が運営する通所介護事業所に通い、日中の外出時にも施錠する習慣が無いことを、Aは承知しておりキャッシュカードの保管場所も承知していた。

Aは、被害者が通所介護利用中に被害者宅へ侵入し、キャッシュカードを窃取した上、平成22年9月にキャッシュカードを二度使い、計100万円引き出し、昨年11月に逮捕されたものである。

被害者に対し弁済等を行ったことから、起訴猶予となった。

2 (今回の事案を受けての処置)

【ケア・マネージャー】

当該ケアマネージャーについては、当該行為が介護保険法第69条の36に規定する行為（信用失墜行為の禁止）に該当することから、聴聞等所要の手続きを経て平成23年1月31日付けで、介護支援専門員の登録の消除処分を受けたところである。

【事業者及び事業所】

状況確認のため代表者等のからの聞き取り、必要に応じ、業務管理体制の検査、実地指導、監査を行うこととなる。（事業者・事業所は、法令遵守や従業者に対する監督責任を問われることとなる。）

(参考) 訪問介護Q&A取りまとめ集から

問 利用者から銀行で現金をおろしてきてほしいという要望があるが、訪問介護サービスとして提供することは適切か。(P6)

答 利用者が同行せず、訪問介護員のみが金融機関等で支払いや振込み、引き落としなど、利用者の金銭に関する行為を行うことは、訪問介護サービスとして好ましくない。

問 利用者から郵便局に現金書留を出してきてほしいという要望があるが、訪問介護サービスとして提供することは適切か。(P6)

答 利用者が同行せず、訪問介護員のみが金融機関等で支払いや振込み、引き落としなど、利用者の金銭に関する行為を行うことは、訪問介護サービスとして好ましくない。

問 生活費を出金するために金融機関へ付き添って行く場合、外出介助として訪問介護費を算定してよいか。(P27)

答 利用者の日常生活に必要な不可欠のものであれば、外出介助として介護給付費を算定することができる。
ただし、金融機関内における単なる待ち時間及び当該金融機関のスタッフが対応する時間は除くこと。

業務管理体制の整備について

1 業務管理体制の整備

平成20年の介護保険法改正により、平成21年5月1日から、介護サービス事業者（以下「事業者」という。）の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、全ての事業者に対して、指定（許可）を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の数に応じて、「法令遵守等の業務管理体制」の整備が義務付けられ、事業者ごとに届け出ることとされています。

しかしながら、届け出れば、「業務管理体制の整備」が終わったわけではありませんが、

業務管理体制の整備は、単に法令遵守責任者の氏名等を行政に届け出ることが目的ではなく、あくまでも法令遵守責任者が中心となって事業者自らがコンプライアンス（法令遵守）を向上していただくことが本来の趣旨です。

●コンプライアンス（法令遵守）

コンプライアンス（compliance）は、「法令遵守」と訳されていますが、単に法令を守ることだけではなく、広義には、「企業活動において社会規範に反することなく、公正・公平に業務遂行すること」（出典：「大辞林 第二版」）と捉えられています。

2 業務管理体制の整備・運用状況の監督

本県では、平成22年度から業務管理体制の整備・運用状況を確認するために、順次、定期的に報告をいただき、確認検査（以下「一般検査」という。）を実施することとしています。（根拠：介護保険法第115条の33）

一般検査は、事業者の業務管理体制の問題点について検証し、事業者が自ら業務管理体制の改善を図り法令遵守に取り組みよう意識付けすることが目的です。

(1) 一般検査の内容

- ① 法令遵守責任者の役割及びその業務内容
 - ② 業務が法令に適合することを確保するための規程の内容
 - ③ 業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）実施状況及びその内容
- ※②・③については、事業所等の数の区分に応じて実施する。

(2) 一般検査の実施方法

一般検査は、届出内容について報告等を求め、基本的には書面検査で行うこととしております。（報告後、その内容について疑義等があれば電話等により法令遵守責任者に連絡し、内容を確認する場合もあります。また、不備が認められたときには、出頭を求め運用状況を聴取する場合があります。）

(3) 特別検査

事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合には、業務管理体制の問題点の確認やその要因の検証、取消処分相当事案への組織的関与の有無を検証するために特別検査を実施します。

3 事業者・法令遵守責任者の責務

(1) 事業者の責務

業務管理体制は、事業者自身の自己責任原則に基づく内部管理を前提としたものですから、県が事業者に代わり、指定等取消事案などの不正行為の未然防止を図るものではありません。

「業務管理体制の整備に関する報告」を行うことで、事業者自らが法令遵守の取組状況や法令遵守責任者が適切に機能しているかを自己点検していただき、今後のコンプライアンス向上のための取組を考えていただくきっかけにしてください。

そのため、一般検査は定期的に実施することを予定にしておりますが、検査のない年においても毎年、報告事項の自己点検を通じて、自ら法令等遵守態勢（参照：別添「業務管理体制の整備（2）」）を検証し、必要に応じて改善されるように継続的な取組をお願いします。

(2) 法令遵守責任者の役割

法令遵守責任者の役割については、法令等で明確に定められていません。これは、事業者自らが、事業者の実情に応じた取組を真剣に考え、試行錯誤しながらコンプライアンスを高めていただくことが重要だからです。

法令遵守責任者に何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも介護保険法及び介護保険法に基づく通知等の内容に精通した法務担当の責任者で、事業者内部の法令遵守を徹底することができている者が選任されることを想定しています。

また、法令遵守責任者には、辞令等が交付され、その役割と業務内容が事務分掌などで明記されていることが望まれます。

●業務内容の具体例

・年に1回以上、各事業所等の取組状況を各事業所等の従業員又は管理者からの聞き取り及び書面での報告等により把握する。

※自己点検シート等の活用或いは各種会議の場を活用する。

・各事業所等から選出された従業員又は管理者（以下「法令遵守担当者」という。）で組織された委員会を設置し、法令遵守責任者は事業者全体の法令遵守を徹底する連絡体制を確保する。

・研修等を実施し、従業員の法令遵守意識を高める。

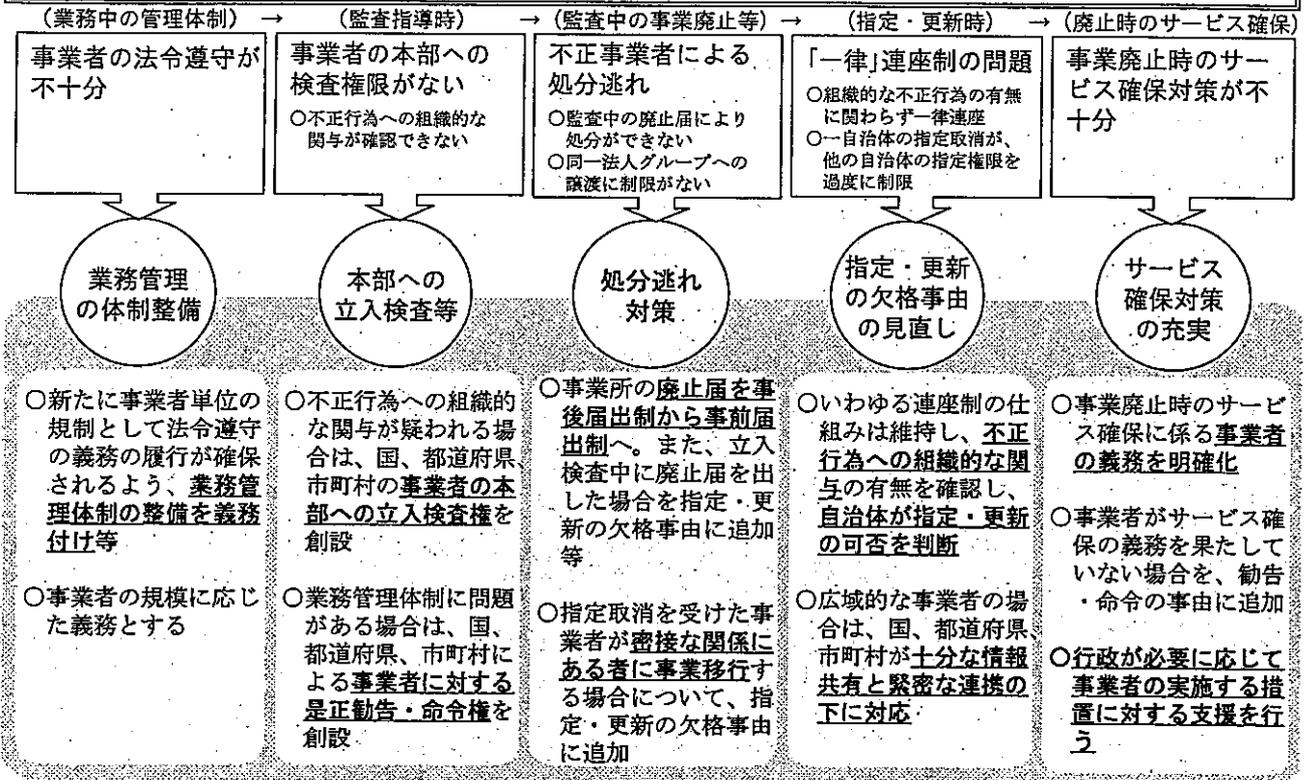
・定期的に、介護保険法その他の関連情報等（制度改正及び介護報酬に関する通知・Q&A等）の収集を行う。

・苦情・事故等の問題が発生した場合には、速やかに報告を求め、事実関係の把握を行い、迅速に解決を図る。その原因を究明し、防止策を法令遵守担当者で組織された委員会等の場で検討し、各事業所等の運営に反映させる。

別添資料：厚生労働省ホームページ「介護サービス事業者の業務管理体制の整備について」
「介護サービス事業者の業務管理体制の監督について（説明資料）」抜粋

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の概要

介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、法令遵守等の業務管理体制整備の義務付け、事業者の本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策など、所要の改正を行う。

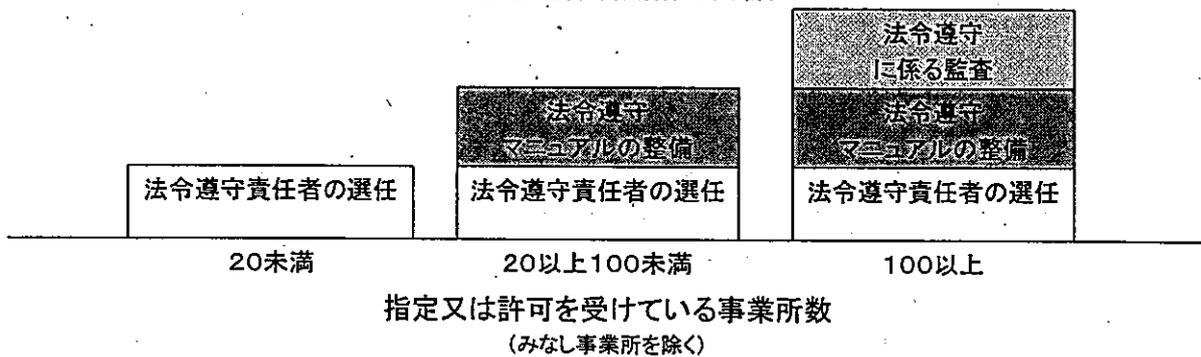


施行期日:平成21年5月1日(政令事項)、省令:平成21年厚生労働省令第54号(平成21年3月30日公布)

業務管理体制の整備(1)

法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

(業務管理体制整備の内容)



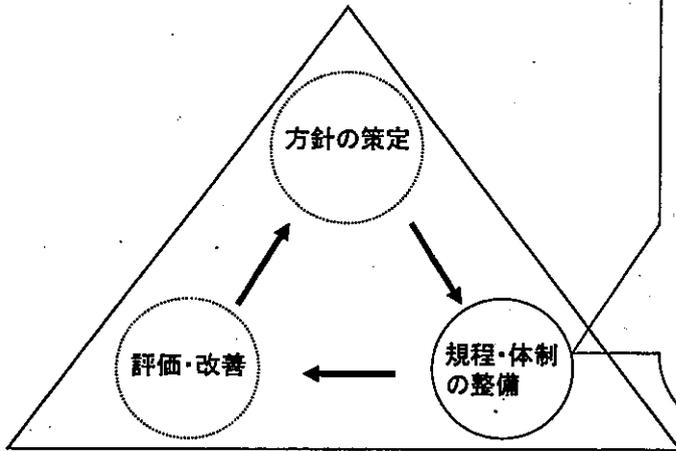
区分	届出先
① 指定事業所又は施設が二以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働大臣(一部、地方厚生局長に委任)
② 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
③ ①及び②以外の事業者	都道府県知事

注)みなし事業所は、病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。

業務管理体制の整備(2)

業務管理体制は、事業者自ら組織形態に見合った合理的な体制を整備するものであり、事業者の規模や法人種別等により異なるものであること。また、省令で定める整備の基準は、事業者が整備する業務管理体制の一部であることに留意する。

【法令等遵守^{※1}態勢^{※2}の概念図】



【事業所数100以上の事業者】

- 法令遵守責任者の選任
- 法令遵守規程の整備
- 法令遵守に係る監査の実施

【事業所数20以上100未満の事業者】

- 法令遵守責任者の選任
- 法令遵守規程の整備

【事業所数20未満の事業者】

- 法令遵守責任者の選任

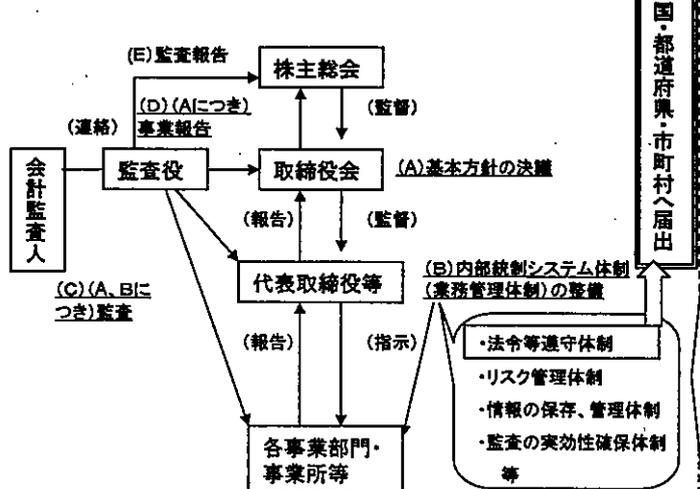
〈事業者自らの取り組み〉

〈法令による義務付け〉

※1 法令等遵守とは、単に法令や通達のみを遵守するのではなく、事業を実施する上で必要な法令の目的(社会的要請)や社会通念に沿った対応を考慮したものを。
 ※2 「態勢」とは、組織の様式(体制)だけでなく、法令等遵守に対する姿勢や体制づくりへの取り組みを描いている。

業務管理体制を構築するプロセスと監督のイメージ

(会社法により求められる内部統制システム)



【法令等遵守態勢の確認の視点】

- 1 方針の策定**
 - ①法令等遵守の状況を的確に認識し、法令等遵守態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方針を検討しているか。
 - ②法令等遵守に係る基本方針を定め組織全体に周知させているか。
 - ③方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。
- 2 内部規程・組織体制の整備**
 - ①法令等遵守方針に則り、内部規程等を策定させ組織内に周知させているか。
 - ②法令等遵守に関する事項を一元的に管理する態勢(体制)を整備しているか。
 - ③各事業部門等に対し、遵守すべき法令等、内部規程等を周知させ、遵守させる態勢を整備しているか。
- 3 評価・改善活動**
 - ①法令等遵守の状況を的確に分析し、法令等遵守態勢の実効性の評価を行った上で、問題点等について検証しているか。
 - ②検証の結果に基づき、改善する態勢を整備しているか。

取締役	A 内部統制システムの基本方針の決議
代表取締役	B (Aを受け)内部統制システムの体制の整備 D Aの概要を事業報告に記載し、取締役会を経て株主総会に報告
監査役	C (A、Bにつき)監査 E (Cにつき)株主総会に監査報告

※システムの図は、監査役設置会社をベースとし一例示したものであり、事業者の規模や法人種別等により異なることに留意すること。

II 指定（更新）申請に係る取扱いについて

1 新規申請及び更新申請時添付書類について

根拠：介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）

（指定通所介護事業者に係る指定の申請等）

第百十九条（介護保険）法第七十条第一項の規定に基づき通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～十（略）

十一 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

十二（以下略）

2（略）

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号に（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

※介護予防通所介護：第四百十条の八

(1) 追加書類

新規申請及び更新申請時の添付書類として、サービス費の請求に関する事項のわかる書類を追加することとします。

＜サービス費の請求に関する事項のわかる書類＞

（別紙1-1）介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

（別紙1-2）介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス）

ただし、新規申請及び更新申請と同時に介護給付費算定に係る体制等に関する届出を行う場合には、体制等届出書に添付された（別紙1-1）（別紙1-2）をもって代えることができることとします。

(2) 省略できる書類

更新申請時、「通所介護（介護予防通所介護）指定（更新）申請書類一覧」において（△又は▲）の表示がついている添付書類については、既に県に提出している事項と変更がない場合は、省略できることとします。

添付書類を省略する場合には、更新申請時に、その旨を記した「指定更新申請に係る書類等省略に関する申告書」を提出してください。

なお、変更があるにも関わらず、必要な変更届をしていない場合には、更新申請とは別に、変更届の手続きを行わなければなりません。更新申請と同時に変更届の手続きを行った場合には、更新申請には「指定更新申請に係る書類等省略に関する申告書」を提出することで、書類を省略することができます。

（通所介護根拠：介護保険法施行規則第三十一条第一項第六号）

（介護予防通所介護根拠：介護保険法施行規則第四百十条の二十二第一項第六号）

2 添付書類変更の適用開始等について

(1) 平成22年度集団指導後から適用することとしますので、平成23年4月1日更新分から、添付書類を省略する場合は、「指定更新申請に係る書類等省略に関する申告書」を提出してください。

なお、その場合に省略できる添付書類は、「訪問介護(介護予防訪問介護)指定(更新)申請書類一覧」によるものとします。

(2) 『申請・届出の手引き』については、今後、所要の見直しを行い、平成23年3月末頃を目途にホームページに掲載します。

3 省略に関するQ & A

問1 既に岡山県知事に提出している事項に変更が無い場合、指定(許可)更新申請の書類の一部について、添付の省略が可能になったが、既に知事に提出している事項に変更が無い場合とは、指定(許可)申請(新規及び更新申請)時から変更が無い場合と考えれば良いのか。

答1 指定(許可)申請だけでなく、介護老人保健施設の開設事項変更許可申請、変更の届出を行い、更新申請時まで変更が無い場合は省略可能となる。

なお、変更許可事項については事前に許可を得る、変更の届出については変更後10日以内に県知事に届出を行う必要がある、これらを怠っていた場合指定(許可)取消し等行政処分等の対象になることがある点に留意のこと。

問2 指定(許可)更新申請を行う際に変更の届出を行っていないことがわかり、指定(許可)更新申請と同時に変更の届出(開設事項変更許可を含む。)を行う場合、当該変更届出に係る指定(許可)更新申請に関する添付書類の省略は可能か。

答2 可能であるが、添付書類等省略に係る申告書を提出する必要がある。

問3 指定(許可)更新申請を行う際に変更の届出(開設事項変更許可を含む。)を行っていないことがわかったため、当該変更に係る書類添付のうえ指定更新申請のみを行い、変更の届出(開設事項変更許可を含む。)を行わないことは可能か。

答3 変更の届出、開設事項変更許可並びに指定(許可)更新申請は各々別の法律行為であり、質問のような行為は認められない。

問4 平成23年1月に通所介護事業所の指定更新を行い平成24年4月に介護予防通所介護事業所の指定更新申請を行う場合、通所介護事業所の指定更新後何ら知事に提出している事項に変更が無い場合、介護予防通所介護事業所の更新申請の際、添付書類の省略は可能か。

答4 通所介護事業所と介護予防通所介護事業所が一体的に運営されているのであれば可能である。

問5 今回の措置はいつから適用するのか。

答5 今回の集団指導以降に更新申請を行うものから適用する。

訪問介護(介護予防訪問介護) 指定(更新)申請書類一覧		新規 指定 申請	指定 更新 申請
指定・許可(更新)申請書(様式第1号(第2条関係))		○	○
添 付 書 類	指定(更新)申請に係る自己点検表	○	○
	訪問介護・介護予防訪問介護事業所の指定に係る記載事項(付表1)	○	○
	申請者(開設者)の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書、条例又は指定 管理者協定書等	○	△
	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)	○	○
	資格証等の写し	○	○
	雇用契約書の写し、法人役員が当該事業所の業務に従事する旨の申立書	○	○
	申請者組織体制図(県参考様式)	○	○
	管理者経歴書、サービス提供責任者経歴書(参考様式2)	○	△
	訪問介護員養成研修2級課程修了者 実務経験証明書(県参考様式)	○	△
	事業所の位置図	○	△
	平面図(参考様式3)	○	△
	専用施設の写真(工事中のものは不可)	○	△
	運営規程	○	△
	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要(参考様式6)	○	▲
	建物の使用権限を証明できる書類(登記事項証明書、登記済権利証、賃貸借契 約書)	○	△
	事業計画書及び収支予算書	○	×
	法人の決算書、財産目録等	○	○
	損害賠償への対応が可能であることがわかる書類	○	○
	当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求の状況 注5)	◎	◎
	誓約書(参考様式9-1-1(訪問介護)、9-1-2(介護予防訪問介護))	○	○
役員名簿(参考様式9-2)	○	○	
訪問介護計画書の様式	○	▲	
建築物関連法令協議記録報告書(指定更新に係る書類等省略に関する申告書 欄外※3参照のこと)	○	△	
添付書類等省略に係る申告書	×	◎	

注1)更新申請欄の△は、既に提出(指定申請、指定更新申請、変更届)している事項に変更がないときは、省略することができます。

注2)更新申請欄の▲は、指定(更新)申請時から変更がないときは、省略することができます。

注3)更新申請欄の×は、添付を求めない書類です。

注4)更新申請欄の◎は、今回新たに添付をを求める書類です。

注5)新規申請及び更新申請と同時に「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(以下「体制等届出書」という。)」を行う場合には、体制等届出書に添付する介護給付費算定に係る体制等状況一覧表で、「新規申請及び更新申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求の状況」に関する書類を兼ねることができます。

指定更新申請に係る書類等省略に関する申告書

岡山県知事 石井 正弘 様

法人所在地

法人名

印

代表者職氏名

印

(介護予防)訪問介護事業所である の指定更新申請に際し、次の書類については、既に知事に提出している事項に変更がないため、書類の添付を省略することを申告します。

なお、下記①から⑨の書類については、既に知事に提出している事項に変更が生じていたにも関わらず書類の添付を省略して指定の更新を受けた場合は、介護保険法第77条第1項第8号及び同法第115条の9第1項第8号に該当し、指定の取消し等の行政処分の対象となる場合もあることを承知しています。

記

書 類 名	添付の有無 ※1
① 申請者の定款、寄附行為及び条例又は指定管理者協定書等 ※2	
② 登記事項証明書 ※2	
③ 管理者経歴書(参考様式2) ※2	
④ サービス提供責任者経歴書(参考様式2) ※2	
⑤ 訪問介護員養成研修2級課程修了者 実務経験証明書(県参考様式) ※2	
⑥ 事業所の平面図(参考様式3) ※2	
⑦ 運営規程 ※2	
⑧ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要(参考様式6)	
⑨ 建物の使用権限を証明できる書類(登記事項証明書、賃貸借契約書等)	
⑩ 事業所の位置図	
⑪ 専用施設の写真	
⑫ 訪問介護計画書の様式	
⑬ 建築物関連法令協議記録報告書 ※3	

※1 添付の有無欄には、書類を添付する場合は「○」、書類の添付を省略する場合は「×」を記入すること。

※2 ①から⑦までの書類で変更がある場合で変更届が未提出の場合は、変更届(様式第3号)も併せて提出のこと。
なお、変更届を併せて提出した場合、指定変更申請書への当該書類の添付は省略して差し支えない。

※3 ⑬の書類は、平成20年7月以降に開設・移転・増改築を行った施設・事務所について対象とする。

平成24年3月31日で指定有効期間の6年を満了する介護予防サービスの更新手続きについて

1 対象サービス

- ・介護予防訪問介護
- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問看護（訪問看護ステーションに限る。）
- ・介護予防通所介護
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防特定施設入居者生活介護
- ・介護予防福祉用具貸与、
- ・特定介護予防福祉用具販売

2 更新申請手続きについて

- (1) 居宅サービスと介護予防サービスともに平成24年3月31日に有効期限満了を迎える場合（介護予防サービスのみ指定を受けている場合を含む）（従来どおりの更新手続き）
 各サービスの「申請・届出の手引き」に記載のとおり、居宅サービス及び介護予防サービスの申請書類等を更新月の前々月末日（今回の場合平成24年2月29日（水））までに事業所所在地を所管する県民局健康福祉部へ提出する。

居宅サービス及び介護予防サービスの指定有効期限	指定更新日	更新お知らせ	申請書提出期限
H24.3.31	H24.4.1	H23.12末頃	H24.2.29

- (2) 介護予防サービスは平成24年3月31日に有効期間満了するが、居宅サービスの有効期間満了日は平成24年3月31日以外の場合（今回、新設した更新手続き）

① 居宅サービスの有効期限満了日が平成24年4月1日以降の場合（平成23年度の特例）

県から『申請すべき月』の前々月末日を目途に、介護予防の更新についての「お知らせ」を各事業所等に送付するので、事業者は「お知らせ」で指定した期日までに介護予防に係る申請書類を事業所所在地を所管する県民局健康福祉部へ提出する。

（注）『申請すべき月』は県が新たに夏以降設定するものなので留意してください。

（例）介護予防サービスの更新申請書の『申請すべき月』の申請〆切日が平成24年12月28日の場合、介護予防サービスの更新申請の「お知らせ」は、平成24年10月末日頃送付することとなる。

介護予防サービスの指定有効期限	指定更新日	更新お知らせ	申請書提出期限
H24.3.31	H24.4.1	H23.7月末～11月末に送付を予定	H23.9月末～H24.1月末を予定

② 居宅サービスの有効期限満了日が平成24年3月30日以前の場合（例：居宅サービスが平成23年7月31日満了、介護予防サービスが平成24年3月31日満了の場合）

(i) 居宅サービスの更新について

各サービスの「申請・届出の手引き」に記載のとおり、居宅サービスに係る申請書類等を更新月の前々月末日（例で示したケースでは、平成23年6月30日）までに事業所所在地を所管する県民局健康福祉部へ提出する。

(ii) 介護予防サービスの更新について

県から『申請すべき月』の前々月末日を目途に、介護予防の更新についての「お知らせ」を各事業所等に送付するので、指定した期日までに介護予防に係る申請書類を事業所所在地を所管する県民局健康福祉部へ提出する。

(注)『申請すべき月』は県が新たに夏以降設定するものなので留意してください。

【※特例】 ただし、次の i) ~ iv) の条件を満たす場合、居宅サービスの有効期間満了日と介護予防サービス有効期間満了日を同一日にするのを可能とします。

i) 居宅サービスと介護予防サービスを同一の事業所において一体的に実施していること。

ii) 当該手続きは事業者の希望により行うものであり、居宅サービスの更新申請と同時に行うこと。

iii) 介護予防サービスを居宅サービスの指定有効期間満了日で廃止する旨の届出(様式第4号)を行うこと。(様式は、P50)

iv) 居宅サービスに係る申請書類一式に加え、介護予防サービスに係る指定・許可申請書(様式第1号)に介護給付費算定に係る体制等の届出書、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表、介護保険法第115条の2第2項各号に該当しない旨の誓約書(参考様式9-1-2)及び介護予防サービスの更新申請時に添付を求められているもののうち居宅サービスの更新申請に添付したもの以外を添付すること。

v) この手続きは、介護予防サービスの廃止及び新規指定となるが、介護予防サービスの更新時期を居宅サービスの更新時期に合わせることを目的におこなう事務処理であるため、介護給付費等算定等に何ら影響を与えません。

居宅サービスの指定有効期限	更新お知らせ	申請書提出期限	指定更新日	介護予防サービスの指定有効期限	更新お知らせ	申請書提出期限	指定更新日
(例示) H23. 7. 31	(例示) H23. 4末	(例示) H23. 6. 30	(例示) H23. 8. 1	H24. 3. 31	H23. 7月末 ~11月末 に送付を 予定	H23. 9月末~ H24. 1月末を 予定	H24. 4. 1

3 その他

(1) 指定更新のお知らせについて

お知らせは、県に届け出している事業所（又は事業者）所在地へお送りしますが、県への事業所等の移転の届け出を行っていない場合等の事情により、届かない場合もあります。

この場合でも、更新の手続きを行わないと有効期間の満了により指定の効力を失うこととなるので各事業者において十分留意のこと。

(2) 指定更新通知等について

- ① 居宅サービスの有効期間満了日と介護予防サービス有効期間満了日を同一日にする場合（上記特例適用）は、居宅サービスに係る指定更新通知、介護予防サービスに係る廃止届出受理通知及び指定通知を居宅サービスの有効期間満了日の属する月に送付する。
- ② その他の場合については、平成24年3月末に介護予防サービスに係る指定更新通知を送付する。

(3) みなし事業所の取扱い

次の事業については、原則として、本体施設（介護老人保健施設、介護療養型医療施設）の更新手続きを行うことで介護予防サービスのみなし指定がされる。その手続き等については、各サービスの集団指導資料等で確認のこと。

【対象サービス】

介護予防通所リハビリテーション（介護老人保健施設）、介護予防短期入所療養介護

(4) 地域密着型介護予防サービスについて

市町村が指定権限を有する地域密着型介護予防サービス（介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防支援事業）の取扱いについては、指定を受けた市町村に確認されたい。